

【 12 】

氏 名	山 口 幸 五 郎 やま ぐち こう ご ろう
学位の種類	法 学 博 士
学位記番号	論 法 博 第 2 号
学位授与の日付	昭 和 37 年 6 月 19 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	株 式 会 社 法 に お け る 取 締 役 制 度 の 研 究

論文調査委員 (主査) 教授 大隅健一郎 教授 大森忠夫 教授 上柳克郎

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は株式会社における取締役制度に関する研究であって、4編からなっている。

第1編は、株式会社の祖国ともいべきイギリスの株式会社法における取締役制度の研究に当てられている。まず、第1章「取締役制度の歴史」において、中世のギルドに淵源する同国の株式会社における取締役制度が、基本的には初期の Governor and Assistants の構成を維持しながら、1948年の現行会社法に見られる機構にまで発展してきた過程をあとづけ、第2章「取締役会」において、現行会社法のもとにおける取締役会の地位、構成、権限およびその権限の委譲について詳細な考察を行ない、取締役会制度における立法上および解釈上の問題点を摘示している。そして第3章「取締役の責任」においては、取締役会制度のもとで各個の取締役の責任がいかにとらえられるかに焦点を合わせて、イギリスの判例にあらわれた取締役の責任発生 of の具体的な態様を検討している。

第2編では、18世紀末の法律状態におけるイギリスの制度を継受し、そのめざましい経済の発展に即応して、独自の特色をうち出したアメリカの株式会社法における取締役制度をとりあげている。ここでは、アメリカにおける法発展の大勢は取締役の地位および権限の強化による企業の所有と経営の分離の高度化に向っており、これに対応して株主の保護は公示主義の徹底、取締役の責任の強化、その義務違反に対する判例法による弾力的救済ならびに取締役会制度の合理化に求められているという認識のもとに、まず第1章「取締役の地位及び権限」において取締役会の構造を明らかにし、ついで第2章以下で取締役の責任について考察している。第2章「取締役の責任」においては、分離する企業の所有と経営をつなぎとめる最後の法的連鎖は、株主による取締役の任免と取締役の行為に課せられた一定の行為準則であるが、株式分散の高度化にともない、株主による取締役の任免は実際上右の法的連鎖としての機能を果さなくなり、残るのは取締役に課せられた一定の行為準則とその違反に対する責任にすぎないところに問題の重要性が存することを指摘するとともに、取締役に会社の Trustee としてとらえるアメリカ法の理論をさぐり、そこから生ずる取締役の care and diligence および loyalty なる二つの義務のうち、前者の違反に対す

る責任について検討している。そして第3章「取締役と会社との取引」および第4章「取締役の競業禁止の義務」において、loyaltyの義務の違反に対する責任について考察している。そのいずれにあっても、わが国の立法および解釈理論において反省さるべき問題点が摘示されている。

第3編では、フランスの株式会社法における取締役制度がとりあげられている。ここでは、フランス法が株式会社における業務執行を管理(administration)と指揮(diréction)にわかれ、前者を取締役会、後者を代表取締役の権限事項としている点につよい関心を示しながら、その沿革をたずね、また管理の組織としての取締役会と指揮の組織としての代表取締役について詳細な考察を加えている。そして株式会社の高度の発展からみて、その業務執行機関の分化と権限の分属、進んでは機関構成員における資格の分離にまで管理と指揮の分離を徹底することにより、企業の所有と経営の分離に対処すべき制度的保障としての合理的な取締役の責任体制を確立することができる、という注目すべき結論をみちびいている。

第4編では、以上のイギリス、アメリカおよびフランス法についての研究を基礎とし、かつこれに触発されつつ、わが国の株式会社法における取締役制度の考察を試みている。第1章「取締役の法的構造」においては、昭和25年の商法改正により変更された取締役制度の法的構造を改正前のそれと比較検討し、第2章「判例を中心として見た取締役制度」において、わが国の取締役制度の実証的な考察を行なっているが、この点は参考論文「取締役会および代表取締役」によりいっそう広汎かつ精緻な研究がなされている。第3章「表見代表取締役」、第4章「代表取締役の職務代行者の地位」は、それぞれ代表取締役制度に関連して生ずる表見代表取締役および代表取締役の職務代行者の問題をとり扱っている。

#### 論文審査の結果の要旨

近代株式会社における企業の所有と経営の分離の進展にともない、取締役制度の重要性がとみに増大している。わが商法はこれにかんがみて、昭和25年の改正に当り、アメリカ法にならって取締役会制度を導入したが、その制度の根柢をなす理論の究明がまだ不十分なために、取締役会および代表取締役に関して、その構成、地位、両者の関係、それぞれの権限等につき立法上解釈上解決を要する多くの問題が残されている。本論文はイギリス、アメリカおよびフランスの株式会社法における取締役制度の詳細な研究を行ない、その基礎の上にわが商法における取締役制度に検討を加えて、取締役制度のあり方につき重要な示唆を与えるとともに、現行法の解釈についても多くの点で独自の見解を提示している。たとえば、会社の業務執行における管理と指揮の分離、その基礎に立つ代表取締役の独立性、取締役の忠実義務ならびにこれと関連する自己取引および競業禁止の義務等について見られる見解がこれであって、取締役制度について存する各種の問題の解決につき寄与するところが少なくない。よって、本論文は法学博士の学位論文としての価値あるものと認める。